

重要事項説明書

社会福祉法人 まごころ

(介護予防) 短期入所生活介護

まごころの里 備中

短期入所生活介護 重要事項説明書(介護予防含む)

(特別養護老人ホームまごころの里 備中)

令和8年8月1日改定

1 事業を経営する者

事業者の名称	社会福祉法人 まごころ
事業者の所在地	赤磐市西軽部1244-1
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 難波 秀之

2 事業を実施する施設

施設の名称	特別養護老人ホームまごころの里 備中		
施設の種別	空床型短期入所生活介護事業所		
施設の所在地	高梁市落合町福地394番地		
施設長名	鷺尾 良江		
介護保険指定番号	3370900569		
電話番号	0866-42-5600	FAX番号	086-42-5700

3 実施する事業

事業の種類		高梁市長(施設)・岡山県知事(居宅)の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成24年10月1日	3370900569	70人
居宅	(介護予防) 短期入所生活介護	平成24年10月1日	3370900569	10人

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	この社会福祉法人は、特別養護老人ホームとして要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。
運営方針	当施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護(介護予防)計画に基づき、その居宅における生活の継続を念頭において、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		8,010.84㎡
建 物	構 造	木造
	延床面積	3,698.25㎡
	利用定員	短期入所10人

(2) 居 室

居室の定員	部屋数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	10室		15.24㎡

注)居室10室ユニット×8、(内、1ユニットがショート)を構成。全8ユニット

(3) 主 な 設 備

主 な 設 備	数	面 積	主 な 設 備	数	面 積
共同生活室	8	31.48㎡	地域交流スペース	1	104.03㎡
娯楽室	3	13.47㎡	相談室	1	21.0㎡
一般浴室・脱衣	6	15.22㎡	厨房	1	144.37㎡
特別浴室・脱衣	2	25.2㎡	宿直室	1	11.34㎡
便所・汚物処理室	8	6.60㎡	洗濯スペース	4	
医務室	1	11.15㎡	外来・職員便所	15	
事務室	1	34.80㎡	喫茶コーナー 小ホール	4	

注)洗面については、すべての居室内に設置

6 職員の体制

従業員の職種	人員数	事業者 指定基準
施 設 長	常勤(兼務) 1名以上	1
副施設長	常勤(兼務) 1名以上	-
介護支援専門員	常勤(兼務) 1名以上	1
生活相談員	常勤(兼務) 1名以上	1
介護職員	常勤換算 4名以上	3.3
看護職員	常勤(兼務) 1名以上	1
機能訓練指導員	常勤(兼務) 1名以上	1
医 師	嘱託(兼務) 1名	1
管理栄養士	常勤(兼務) 1名以上	1

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
施 設 長	8:30 ～ 17:30
副施設長	
介護支援専門員	
生活相談員	
介 護 職 員	早出 7:00 ～ 16:00 日勤 8:30 ～ 17:30 遅出 10:00 ～ 19:00 夜勤 16:00 ～ 9:00 ※夜間は、2ユニットに1名の介護職員を配置します。
看 護 職 員	8:30 ～ 17:30
栄 養 士	
医 師	週1日(木) 14:30 ～ ただし、緊急時は随時。

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排 泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	ご利用時に1回以上の入浴を行います。体調不良等にて入浴できない方には、清拭を行います。
健康管理	短期入所生活介護(介護予防)は原則、在宅介護のため主治医が行います 特段の事情がある場合に限り、主治医の紹介状にて嘱託医が担当します。 (当施設の嘱託医) 医師氏名:池田 洋 (病院名:池田医院) 診療科:内科、歯科、人工透析科 診察日:毎週木曜日
離床・整容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

シーツ交換	シーツ交換は週1回以上行います。
洗濯	衣類の洗濯を行います。ただし、素材によっては洗濯ができないものもあります。
相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 相談窓口(生活相談員): 吉岡 瑞枝
送迎	利用者の希望に応じ、当施設の送迎車での送迎を行います。 交通状況等により到着時間が前後する場合があります。 ※通常の送迎実施地域以外の送迎には、越えたところより100円/kmの加算となります。
金銭管理	金銭のお預かりはしていません。

(2) 上記介護保険サービスの自己負担額(1日あたり、1割負担の場合)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
連続31日以上利用の場合	503円	623円					
連続61日以上利用の場合			670円	740円	815円	886円	955円

送迎加算	184円/片道
療養食加算	24円/日
緊急短期入所受入加算	90円/日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月
サービス提供体制加算	I (22円/日) II (18円/日) Ⅲ (6円/日)
サービス提供体制加算(空床利用の場合)	I (22円/日) Ⅱ (18円/日) Ⅲ (6円/日)
連続31日以上利用した場合(要介護)	-30円/日
①介護職員等処遇改善加算(Ⅱ口): 上記サービス費及び全加算項目を算定した単位の17.2%の金額	

※ 平成30年8月1日より介護保険の改正につき、介護保険負担割合が所得により1割負担、2割負担、3割負担になりました。

※ 高額介護サービス費の制度

ある程度以上ご負担の場合は、高額介護サービス費の対象となり、超える部分について支払いの減免がされます。

詳しくは、高梁市にお問い合わせ下さい。

※ おしめ代については、介護保険給付サービスの中に含まれております。ただし、当施設指定のものに限ります。

(3) 介護保険給付以外のサービス(法定外給付サービス)

サービスの種類	内 容		
食 事	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。食事はできるだけ離床してユニット内の食堂で取っていたできるように配慮します。栄養状態によっては、栄養補助食品の使用をご相談させていただきます。 朝食 8:00 ~ (食事時間) 昼食 12:00 ~ 夕食 18:00 ~		
滞在費	室料(光熱水費、燃料費、修繕費含む)です。		
食費・滞在費の額 (1日あたり)	食費		居室費
	朝食	373円	2,066円
	昼食	614円	
	おやつ	50円	
	夕食	558円	

※食費・滞在費について…利用者が利用料の負担軽減制度及び補足給付等の申請を行い、これが認定された場合は、下記の額となります。

利用者負担段階	食 費 (円 / 日)	滞 在 費 (円 / 日)
第 1 段 階	300円	880円
第 2 段 階	600円	880円
第 3 段 階(第3段階①)	1,030円	1,370円
第 3 段 階(第3段階②)	1,360円	1,470円
第 4 段 階	1,545円	2,066円

理髪サービス	外部業者による理髪サービスを利用いただけます。	1回 1,500円～
日常生活品・嗜好品の購入代行	日用品の購入代行をさせていただきます。	購入代金実費
通院・入院及び予防接種	当施設の職員による健康管理や栄養指導は、介護保険給付サービスに含まれておりますが、嘱託医の診療、他の医療機関での医療等につきましては、医療保険適用により、別途自己負担をしていただきます。また、緊急事態により、病院受診または入院された場合、交通費をいただくこともあります。インフルエンザ等の予防接種も自己負担となります。	実 費

9 利用料について

利用料金の予定額については別紙参照とします。

※ 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払い方法は、下記の方法から選択することができます。

- 1 指定の金融機関から自動引き落とし
- 2 当施設が指定する金融機関に振込み(振込手数料はご負担ください。)

※ ご利用料金のお支払い時期

当月ご利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月15日までに請求書を送付させていただきます。

10 身体拘束の禁止

当事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行いません。

(1)やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、ご家族等への同意の上、その対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

(2)状況によっては、安全上の観点から動作感知センサーを設置させていただくこともございます。

11 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な指針や体制の整備を行う。

- (1) 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたり、事業者としての責務・適切な対応等を正しく理解するものとする。
- (2) 虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置を講じる
- (3) 虐待が発生した場合には、手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- (4) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催・研修(年2回以上)をするとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

12 苦情申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や、疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善させていただきます。

(苦情解決受付担当者)生活相談員:吉岡 瑞枝 電話0866-42-5600

(苦情解決責任者) 施設長:鷺尾 良江 電話0866-42-5600

なお、岡山県国民健康保険団体連合会(電話086-223-8811)及び

高梁市の高齢者支援課(電話0866-21-0299)でも苦情を受け付けております。

※円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- (1) 担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅に行くなどして事情を聞き、苦情内容の詳細を確認します。
- (2) 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- (3) 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示します。
- (4) 担当者は、利用者宅を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明する。また、居宅介護支援事業者へも顛末を報告します。
- (5) 担当者は、苦情処理結果記録を台帳に記載、整理します。管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底します。

13 緊急時の対応

施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、配置医師との連携や診察を依頼するタイミング等、入居者の急変等に備えるための対応方針を定める。

14 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県備中県民局、市町村、ご家族等及び居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

15 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームまごころの里 備中消防計画」「BCP計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣住民、地区消防団等と協力体制を取り、非常時の応援をお願いします。			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホームまごころの里 備中消防計画」「BCP計画」にのっとり年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	非常階段	6ヶ所	誘導灯	36ヶ所
	自動火災報知器	あり	非常通知装置	あり
	屋内消火栓	2ヶ所	自家発電機	あり
	漏電火災報知器	あり		
	カーテンは、防火性のあるものを使用しています。			
防火計画等	消防署への提出日：		令和6年5月	
	防火管理者：		野上 英夫	

16 第三者評価の実地状況（有・☒ 無）

実施年月日

評価機関

評価結果

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間：10:00～15:00 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得てください。 なお、緊急やむを得ない場合は、ご相談ください。
外出	外出の際には、必ず行き先と帰所時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	敷地内全面禁煙となります(禁煙には電子たばこ・加熱式たばこ含む)。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に入らないでください。
所持品の管理	原則として、職員にお任せください。
現金等の管理	原則として、本人管理はご遠慮ください。 利用者保管の場合、施設としては責任をとりかねます。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
物品の販売	施設内での物品の販売は一切認めません。
動物飼育	原則として、施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。
入院時における 契約終了	利用者が医療機関に入院する必要がある場合、速やかにご家族に連絡をさせていただきます。入院をした場合はその日をもって利用を終了させていただきます。緊急を要する場合には、当施設の協力病院での診療、入院の措置をとらせていただきます。

18 個人情報利用同意書

(1) 使用する目的

- ① 介護保険における介護認定の申請、更新又は変更のため。
- ② 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者(市町村)及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥ 利用者の介護保険・会計経理事務処理及び審査支払機関・保険者(市町村)からの照会への回答。
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等。
- ⑧ その他サービス提供に必要な場合。
- ⑨ 当施設のパンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、利用者様の映像・写真を使用させていただく場合(肖像権)。
- ⑩ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

(2) 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族に関する情報。

- ① 個人情報の提供は必要最小限の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

(3) 使用する期間

介護サービス・介護予防サービス提供に必要な期間及び契約期間。

私は本書面に基づいて、特別養護老人ホームまごころの里 備中の次の職員

(職名 氏名)から上記重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者

住所

氏名

印

代 筆 者

住所

氏名

印

続柄

家族代表者

住所

氏名

印

続柄

※施設利用契約書における、施設利用の際の留意事項を含む。

